

警報発表時の措置について（幼稚部）

暴風警報（暴風雪警報を含む。以下同じ）が発表されている場合の幼児・保護者の通学については、下記のとおりとします。

なお、暴風警報以外の警報については、通学に支障がある場合は、自宅待機し学校に連絡をとってください。

特別警報についても暴風警報と同じ扱いとします。

ただし特別警報解除後、いずれかの警報（暴風・大雨・洪水）に切り替わった場合でも安全のため臨時休校とします。

記

1 暴風警報・特別警報発表時の措置について

テレビ・ラジオ等のニュース・天気予報	措 置
①午前7時現在 <u>京都市</u> または <u>自宅</u> の区域に 暴風警報 が発表されている。	幼児の安全を鑑み、その日は 終日自宅待機 とする。 翌日、午前7時までに暴風警報が解除されたら登校する。
②午前7時現在 <u>京都市</u> または <u>自宅</u> の区域に 特別警報 が発表されている。	暴風警報と同様に、その日は 終日自宅待機 とする。 翌日、午前7時までに <u>全ての警報（暴風・大雨・洪水）が解除されたら</u> 登校する。

2 幼児が登校中に暴風警報・特別警報が発表された場合について

校内災害対策本部において、速やかな状況判断のうえ、在校する幼児の安全策を講じます。

3 その他

警報発表の有無に関わらず、通学経路において道路の冠水や交通障害などの危険が予測される場合は、学校に連絡し、自宅待機してください。

京都府

